



熊本県公報

第 1 2 7 8 8 号
平成 31 年(2019 年)
1 月 8 日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 内水面における漁場計画に係る漁業権の免許…………… (水産振興課) 1
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 1
- 種畜証明書の交付…………… (畜産課) 1
- 臨時種畜検査の実施…………… () 2
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 2

公 告

- 熊本都市計画事業益城中央被災市街地復興土地区画整理審議会委員補欠選挙(借地権者の部)の異議の申出がなかった旨の公告及び選挙すべき委員の数の公告…………… (都市計画課) 2

告 示

熊本県告示第 1 号

平成 30 年(2018 年)8 月 21 日熊本県告示第 671 号で公示した内水面における漁場計画に係る漁業権について、漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)第 10 条の規定に基づき、次のとおり免許した。

平成 31 年(2019 年)1 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 免許の内容
平成 30 年(2018 年)8 月 21 日熊本県告示第 671 号の内容のとおり
- 2 免許の存続期間
漁場計画番号 内区第 2 号 平成 31 年(2019 年)1 月 1 日から平成 35 年(2023 年)1 月 31 日まで
- 3 漁業権者

漁場計画番号 (免許番号)	漁 業 権 者	
	氏名又は名称	住 所
内区第 2 号	代表者 平山 信夫	八代市古麓町 977 番地 1

熊本県告示第 2 号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 31 年(2019 年)1 月 8 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 31 年(2019 年)1 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
主要地方道	水俣田浦線	葦北郡芦北町大字女島字宮丸 262 番 1 地先から 葦北郡芦北町大字女島字大丸 無番地地先まで	366.6	防交安

- 2 供用を開始する期日 平成 31 年(2019 年)1 月 8 日

熊本県告示第 3 号

家畜改良増殖法(昭和 25 年法律第 209 号)第 4 条第 1 項第 2 号の種畜証明書を交付したので、同法第 8 条第 2 項の規定により公示する。

平成 31 年(2019 年)1 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

検査日	種畜証明書 番 号	種畜の名号	品 種	検査 成績	飼養者	検査場所
平成30年 (2018年) 12月17日 (月)	11381196993	彩茜1	褐毛和種	1級	独立行政 法人家畜 改良セン ター熊本 牧場	玉名市
	11381197068	光重栄1ET	褐毛和種	1級		
	11381197082	菊幸1	褐毛和種	1級		

熊本県告示第4号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号に規定する臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号）第2条第2項の規定により公表する。

平成31年（2019年）1月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 検査の目的
優良な種畜を確保し、家畜の改良増殖を促進するため
- 2 検査の対象家畜
家畜改良増殖法第4条第1項第2号に規定する家畜の雄
- 3 検査の期日及び場所

検 査 の 期 日	検 査 の 場 所
平成31年（2019年）1月30日（水）	人吉市
平成31年（2019年）2月13日（水）	合志市

熊本県告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成31年（2019年）1月8日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成31年（2019年）1月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	宮地岳今 田線	天草市宮地岳町字中村道上 6319番1地先から 同所 6313番1地先まで	147.7	防交

- 2 供用を開始する期日 平成31年（2019年）1月8日

公 告

熊本県公告第1号

平成31年（2019年）1月20日に実施する熊本都市計画事業益城中央被災市街地復興土地区画整理審議会委員補欠選挙（借地権者の部）の選挙人名簿について、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第21条第1項に規定する縦覧期間内に異議の申出がなかったので、同令第22条第1項の規定に基づき公告する。

また、この選挙において選挙すべき委員の数を次のとおり定めたので、同令第22条第4項の規定により公告する。

平成31年（2019年）1月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

借地権者が選挙すべき委員の数 1人